

運転適性相談のご案内（事前にご相談ください）

免許の欠格事由が見直されました。

道路交通法により、これまで、精神病、てんかん等にかかっている方に対して免許が取得できない（受験資格もない）としていた欠格事由が廃止され、免許を受けようとする方が自動車等の安全な運転に支障があるかどうかを個別に判断することとなりました。具体的には、試験に合格しても、一定の病気等にかかっており、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある方の場合には、道路交通法の安全の確保の観点から、免許が取得できない場合もあります。（詳しくは、下記窓口にお問い合わせください）

症状等をお伺いします。

（プライバシーの保護には十分配慮いたします）

免許申請や更新申請時に、以下のような申請書の項目について記載をお願いすることとなります。

この項目に該当する方、あるいは、自動車等の安全な運転に支障があると思われる方に対しては、職員が症状等について具体的にお話を伺うこととなります。

- ・ 病気を原因として又は原因は明らかではないが、意識を失ったことがある方
- ・ 病気を原因として発作的に身体の全部又は一部のけいれん又は麻痺を起こしたことがある方
- ・ 十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまうことが週3回以上ある方
- ・ 病気を理由として、医師から免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている方

運転適性相談窓口にご相談ください。

公安委員会においては、運転適性相談窓口を開設し、上記のような病気にかかっている場合を含め、免許の取得や更新が可能かどうかについての相談を受け付けています。

なお、免許を取得しようとお考えの方は、免許申請や自動車教習所への入所等を行う前にご相談していただくことをお勧めします。

<運転免許を取得するため適正相談を受けたい方>

<http://www.pref.tochigi.jp/keisatu/qa/qa1701349.html>

連絡先 ~ 栃木県警察本部運転免許管理課（運転免許センター）

運転適性相談窓口係

〒322-0017 鹿沼市下石川 681 番地

0289-76-0110

受付日時 : 月曜日から金曜日（土日祝日を除く）

午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時までの間